

協定項目番号	25 - 18	市町村営住宅事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 阿寒町の宅地分譲事業</p> <p>(2) 音別町の特定公共賃貸住宅事業</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 住宅マスタープラン  合併後2年程度で現行計画を再編。</p> <p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 住宅使用料の収納業務</p> <p>(2) 入居申し込みの方法</p> <p>(3) 修繕等の維持管理</p>		